

誠励会 グループホーム芝桜

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業目的)

第1条 この規定は、医療法人 誠励会が設置運営する「誠励会グループホーム芝桜」（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることとする。又、この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、食事・入浴・排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び自立的生活支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るように利用者の心身状況をふまえ、適切に行う。
2. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して行う。
3. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活共同介護は、認知症対応型共同生活介護に基づき、その人にあった、生活を支えられるように配慮する。
4. 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、思いやりの気持ちを持ち、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
5. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。
6. 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を外部、内部で行い、常に改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 誠励会 グループホーム芝桜
- (2) 所在地 福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内15番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所で勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(2ユニット兼務)
この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、評価その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名(各ユニット1名、内1名管理者兼務、内1名介護支援専門員)
認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者及び家族の希望を聞き、介護従事者と協議の上作成及び実施、評価を行う。
介護業務の総括指導を行う。
- (3) 看護師 1名(非常勤兼務)
入居者に対する日常的な健康管理及び医療機関との連絡調整。
- (3) 介護従事者 10名以上
介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(利用定員)

第5条 この事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護サービスの利用定員は、1ユニット9名とし、2ユニット計18名の利用定員とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1、日常生活の援助

認知症の症状や日常生活動作能力に応じて必要な援助を行う。

- ① 排泄の介助
- ② 移動の介助
- ③ その他必要な身体介護

2、健康の確認

3、日常生活のサービス

利用者が日常生活を営むうえで、利用者の趣味・嗜好に応じて深層の生活を図る為の各種サービスを提供する。

- ① 行事活動
- ② 趣味活動
- ③ 外出の支援
- ④ 家族との交流
- ⑤ 地域との交流

4、入浴サービス

- ① 入浴形態
一般浴槽による入浴
- ② 介助
見守り
衣類の着脱
その他必要な介助

5、食事サービス

利用者と介護職員が共同で行える様努め、必要に応じて介助を行っていく。

- ① 準備、片付け
- ② 食事の見守り
- ③ その他必要な食事に関すること

6、相談、助言等に関すること

利用者及びその家族が安心して日常生活が送れるように、相談、助言等を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等の介護状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を定期的に見直し、家族に対してもその内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行うこととする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 1 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告知上の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告知上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスの時は、その1割負担とする。ただし、次に挙げる項目については別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- | | | |
|------------|----------------|-----------------|
| ① 家賃 | 1日あたり | 1,000円 |
| ② 食材費 | 1日あたり | 900円(1食あたり300円) |
| ③ 水道光熱費 | 1日あたり | 500円 |
| ④ 医療費 | 訪問診療費、通院診察費、薬代 | |
| ⑤ おむつ代 | 実費(別紙参照) | |
| ⑥ 理美容代 | 実費 | |
| ⑦ 洗濯代 | 実費(別紙参照) | |
| ⑧ ベッドレンタル代 | レンタル希望者 | 1月あたり 2,000円 |

※ベッドのレンタルは他業者との契約になります。

⑨ 前項に掲げるものの他、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担する事が適当と認められるもの。

2 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容の費用について説明を行い、利用者又は家族の同意を得るものとする。

3 利用料の支払いは、窓口での現金支払い、指定口座への振込み、引き落としとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない利用者に提供する。

2. 入居申し込みに関しては、主治医の診断等により当該入居申し込み者が認知症の状態にあることを確認する。

3. 入居申し込み者の入居に際しては、入居者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

4. 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない

- ① 宗教や信条の相違で他人を攻撃し、又は利益の為に他人の利益を侵すこと
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
- ③ 共同生活の秩序もしくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- ④ 指定した場以外で火気を用いること
- ⑤ 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと

5. 医療行為が、継続的に必要な場合には、利用者及び家族の希望を聞きながら退去に必要な援助と適切な指導を行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等)

第11条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、つぎに挙げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持)

第12条 1 事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の情報は秘密保持を厳守する。

2 従業者であった物が、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講ずる。

3 退職後も同様とする。

(苦情処理)

第13条 提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、管理者を受付窓口とし、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(情報の開示について)

第14条 利用者及び家族の求めに応じて、当該利用者に関するサービスの実施記録は閲覧できます。

2 利用者及び家族の求めに応じて、当該利用者に関するサービスの実施記録の複写物の交付を受けることができます。

3 事業運営状況について利用者及び家族の求めに応じて、事業計画及び財務状況等を閲覧することができます。(但し、財務状況については法人の判断によります。)

(損害賠償)

第15条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、事業者に責に帰すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとし、従業者は感染等に関する知識の習得に努める。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延し内容に各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応方法)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

の提供中に、利用者の心身状況に異変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 管理者は消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備える為、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携など)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他の留意事項)

第21条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月

(2) 継続研修 年1回

2 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等に必要な措置を講じるものとする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 誠励会が定めるものとする。